

平成 30 年度 南箕輪村障がい者就労施設等からの物品等の調達方針

1 趣旨

国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律（平成 24 年法律第 50 号。以下「障害者優先調達法」という。）第 9 条第 1 項の規定に基づき、障がい者就労施設等からの物品及び役務（以下「物品等」という。）の調達の推進を図るための方針を定める。

2 適用範囲

この方針は、村の全ての行政組織が発注する物品等とする。

3 調達の対象となる障がい者就労施設等

(1) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）に基づく事業所等

ア 就労移行支援事業所

イ 就労継続支援事業所（A 型、B 型）

ウ 生活介護事業所

エ 障害者支援施設（就労移行支援、就労継続支援、生活介護を行うものに限る。）

オ 地域活動支援センター

カ 小規模作業所

(2) 障害者優先調達推進法の政令に基づく事業所

ア 障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和 35 年法律第 123 号。以下「障害者雇用促進法」という。）に基づく子会社の事業所（特例子会社）

イ 次の要件を全て満たす重度障がい者多数雇用事業所

① 障がい者の雇用人数が 5 人以上

② 障がい者の割合が従業員の 20% 以上

③ 雇用障がい者のうち、重度身体障がい者、知的障がい者及び精神障がい者の割合が 30% 以上

(3) 障害者雇用促進法に基づく在宅就業障がい者及び在宅就業支援団体

4 調達の対象品目等

障がい者就労施設等から調達する物品等は次に掲げるものとする。

(1) 事務用品、食品類、小物雑貨など障がい者就労施設等が提供可能な物品

(2) 封入作業、印刷など障がい者就労施設等が提供可能な役務

5 調達目標

平成 30 年度の調達目標額は、前年度の実績額の 3 % 上回ることを目標とする。

6 調達の推進方法

(1) 障がい者就労施設等から提供可能な物品等の情報を収集し、各課等に対して情報を提供する。

(2) 障がい者就労施設等から物品等を優先的に調達するよう各課等に依頼する。

7 調達方針及び調達実績の公表

(1) 調達方針を作成したときは、村ホームページ等により公表する。

(2) 調達実績は、会計年度終了後に取りまとめ、村ホームページ等により公表する。

8 所管する事務等

健康福祉課 調達方針及び調達実績の作成・公表に関すること。障がい者就労施設等からの調達可能な物品等の情報収集、斡旋及び情報提供に関すること。